

記

一 経過

(1) 交渉状況

本月四日午前十時ヨリ労働者側代表遠山勇外二名ハ工場主ト會見交渉結果左記ノ通協定成テ午後五時解決セリ

解決条件

一 賃金八兩今文拂定日ヨリ遅レサルコト

二 従業員ハ工場直屬トシ中間採取ヲ撤廃ス

従来下請負ヲ為セル田中八兩今一職工トシテ就業シ貸借問題ハ追テ解決スルコト

右及申(通)報候也

5. 2. 13
996

労社第四四一號

昭和五年二月十日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各府縣知事 殿

京都大政神奈共産会知

杉浦鉄工所労働争議ニ関スル件

(第二報)

要旨 (1) 被解雇者側ニ於テハ争議永引クモノトシテ基金七百圓ヲ準備ス
(2) 争議因負熊野在平外四名二月七日東京錦後杉浦房次郎方ヲ訪
問而会ヲ登請レ所轄署ニ檢束サル

標記杉浦鉄工所労働争議 状況ニ関シテハ既報ノ処其